

浦添市リフト付きバス運行事業
公用自動車賃貸借契約書（案）

「契約の要項」

- 1 契約期間 令和9年4月1日から令和11年3月31日まで
- 2 数 量 2台（福祉車両 1台、普通車両 1台）
- 3 契約金額 総額（24ヶ月）_____円
（うち福祉車両の取引に係る消費税及び地方消費税は非課税、
普通車両の取引に係る消費税及び地方消費税の額_____円）

月額_____円
（うち福祉車両の取引に係る消費税及び地方消費税は非課税、
普通車両の取引に係る消費税及び地方消費税の額_____円）
- 4 契約保証金 本契約書第6条のとおり

賃借人 浦添市長 松本 哲治と、賃貸人_____とは、おのおのの対等な立場における合意に基づいて、次葉以降の内容によって賃貸借契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の締結を証するため、本書式通を作成し、当事者記名押印の上、各自その壱通を所持するものとする。

令和 年 月 日

賃借人 浦添市安波茶一丁目1番1号

浦添市長 松 本 哲 治

賃貸人 _____

(目的)

第1条 貸貸人は、別添仕様書（以下「仕様書」いう。）に基づき、賃借人へ賃貸する自動車（以下「車両」という。）を貸し付け、これに伴うメンテナンスサービスを提供し、賃借人は賃貸人に対して賃借料（メンテナンスサービスを含む。）を支払うものとする。

(契約期間)

第2条 賃貸借期間は、令和9年4月1日から令和11年3月31日（24ヶ月）とする。

(賃借料)

第3条 月額賃借料は_____円とする。なお、1台あたりの月額賃借料は_____円とする。

2 前項に規定する賃借料の「取引に係る消費税及び地方消費税相当額」は、消費税法（昭和63年法律第108号）第6条の規定に基づき、福祉車両は非課税とする。

(転貸の禁止)

第4条 賃借人は、この車両を第三者に転貸してはならない。ただし、あらかじめ賃貸人の承諾があったときは、この限りではない。

(契約の特約条項)

第5条 賃借人は、前条の規定に基づく賃貸人の承諾のもと、この車両を浦添市社会福祉協議会に貸し出すことができる。

(契約保証金)

第6条 浦添市契約規則第6条の規定により、契約金額の100分の10以上の額である、_____円を納付するものとする。

(賃借料の支払い等)

第7条 賃借料の支払いは月払いとし、各月の賃貸借終了後、賃貸人の請求書を受領した日から30日以内に支払うものとする。

(権利義務の譲渡の禁止)

第8条 賃貸人は、この契約から生じる一切の権利または義務を第三者に譲渡し、または継承させてはならない。ただし、あらかじめ賃借人の書面による承諾を得た場合はこの限りではない。

(車両の引き渡し)

第9条 賃貸人は、自動車登録完了の後、速やかに車両を賃借人に引き渡すものとする。

2 賃貸人は、賃借人の指定する場所に納車し、賃借人は検収終了後、借受書を賃貸人に提出する。

(賃借料の内容)

第10条 賃借料には、次の項目の費用が含まれるものとする。

- (1) 登録検査、諸証明代行費用及び納車費用
- (2) 自動車取得税
- (3) 自動車重量税及び自動車税（賃貸借期間）
- (4) 消費税（普通車両のみ）
- (5) リサイクル料金
- (6) 自動車損害賠償責任保険（賃貸借期間）
- (7) 定期点検整備（車検整備）及び法定点検整備（12ヶ月）、定期点検（6ヶ月）
- (8) 継続検査費用
- (9) タイヤ、バッテリー、エンジンオイル等の消耗品等必要部品交換
- (10) 故障修理（通常使用による故障）
- (11) 指定看板（文字・ロゴマーク等）

(12) メンテナンスサービス及び修理時の代車（ただし、修理期間が2日以上を有する場合）

(13) メンテナンスサービス及び修理時における車両の引き取り、納車

(14) その他賃貸借の目的を達成するための費用

（メンテナンスサービス等の実施方法）

第11条 賃借人は、メンテナンスサービス及びその他修理を依頼する場合、賃貸人に依頼するものとする。

（車両の保管）

第12条 賃借人は、善良な管理者の注意を持って車両を保管し、それに要する費用を負担する。

（報告義務）

第13条 賃借人は次の事実が生じたとき、直ちに賃貸人に報告するものとする。

(1) 車両の盗難、滅失、または破損したとき。

(2) 車両の保管、または使用により第三者に損害を与えたとき。

（車両の滅失等）

第14条 車両が盗難に遭い、若しくは滅失し、または修理不能の損害を受けた場合、賃借人は、賃貸人に対して損害金を支払うものとする。ただし、賃借人の通常の使用に伴う減耗、損耗はこの限りではない。損害額については、賃借人と賃貸人とが協議して決めるものとする。

（保険事故処理）

第15条 車両に保険事故処理が生じた場合は、賃借人は速やかに賃貸人に報告すると共に、次の事項を遵守するものとする。

(1) 法令及び保険約款に定められた処置をとること。

(2) 事故に関しては、第三者との間に不利益になる協定をしないこと。

（契約の変更中止等）

第16条 賃借人は、必要がある場合には、賃貸人と協議の上、この契約の内容を変更し、又は、この契約の全部若しくは一部を一時中止させることができるものとする。この場合において、賃借料又は契約期間を変更する必要があるときは、賃借人と賃貸人とが協議して書面によりこれを定めるものとする。

（賃借人の任意解除権）

第17条 賃借人は、この契約の有効期間中は、次条又は第19条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができるものとする。

2 賃借人は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、賃貸人に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

（賃借人の催告による解除権）

第18条 賃借人は、賃貸人が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができるものとする。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行が、この契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(1) 正当な理由なく業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

（賃借人の催告によらない解除権）

第19条 賃借人は、賃貸人が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができるものとする。

- (1) 第8条の規定に違反してこの契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡したとき。
 - (2) この契約の履行を完了させることができないことが明らかであるとき。
 - (3) 貸貸人がこの契約の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - (4) 貸貸人の債務の一部の履行が不能である場合又は貸貸人がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
 - (5) 前各号に掲げる場合のほか、貸貸人がその債務の履行をせず、賃借人が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
 - (6) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者にこの契約により生ずる権利又は義務を譲渡したとき。
 - (7) 第21条又は第22条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- 2 賃借人は、貸貸人が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、この契約に係る業務が完了している場合を除き、この契約を解除する。
- (1) 暴力団
 - (2) 暴力団員
 - (3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - (4) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - (6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを利用している者
 - (8) 役員等（貸貸人が法人である場合にあってはその役員又はその支店若しくは常時業務の契約を締結する事務所の代表者、貸貸人が個人である場合にあっては当該個人以外の者である支配人又は常時業務の契約を締結する事務所の代表者であるものをいう。）に第2号から第7号までに掲げる者がいる者
 - (9) 第2号から第7号までに掲げる者がその経営に実質的に関与している者（賃借人の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）
- 第20条 第18条各号又は前条各号に定める場合が賃借人の責めに帰すべき事由によるものであるときは、賃借人は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。
- （賃貸人の催告による解除権）
- 第21条 賃貸人は、賃借人がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができるものとする。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行が、この契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。
- （賃貸人の催告によらない解除権）
- 第22条 賃貸人は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができるものとする。

(1) 第 16 条の規定により契約の内容を変更しようとする場合において、契約金額が当初の 2 分の 1 以下に減少することとなるとき。

(2) 第 16 条の規定により業務を一時中止した場合において、その中止機関が相当の期間に及ぶとき。

(賃貸人の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第23条 第21条又は前条各号に定める場合が賃貸人の責めに帰すべき事由によるものであるときは、賃貸人は、前 2 条の規定による契約の解除をすることができない。

(契約不適合責任)

第24条 賃借人は、車両の引渡し後、当該車両に種類、品質又は数量に関して仕様書の内容に適合しない状態があること（以下「契約不適合」という。）を発見したときは、賃貸人に対し、車両の補修、代品との取替え又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

2 前項の場合において、賃貸人は、賃借人が請求した方法と異なる方法により、車両の補修、代品との取替え又は不足分の引渡しによる履行の追完をすることができない。

3 第 1 項の場合において、賃借人が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に追完がないときは、賃借人は、契約不適合の程度に応じて契約金額の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、履行の追完の催告をすることなく、直ちに契約金額の減額を請求することができる。

(1) 履行の追完が不可能であるとき。

(2) 賃貸人が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 車両の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、賃貸人が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

(4) 前各号に掲げる場合のほか、賃借人がこの項の規定による催告をしても、契約の目的を達するのに足りる履行の追完がなされる見込みがないことが明らかであるとき。

4 前各項の規定は、賃借人の賃貸人に対する損害賠償の請求及び契約解除の行使を妨げるものではない。

(契約不適合責任期間)

第25条 賃貸人が、契約不適合（数量を除く。以下この条において同じ。）の車両を賃借人に引き渡した場合において、賃借人がその契約不適合を知った時から 1 年以内にその旨を賃貸人に通知しないときは、賃借人は、その契約不適合を理由として、履行の追完の請求、契約金額の減額の請求、損害賠償の請求又は契約の解除をすることができない。ただし、賃貸人が引渡しの時にその契約不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

(秘密の保持)

第26条 賃貸人は、業務及び業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(車両の返還)

第27条 本契約が期間終了、契約解除その他の事由により終了したときは、賃借人は車両を契約終了日の翌日に、賃貸人に返還するものとする。その際、車両は賃貸人が引き取るものとする。

2 返還の際、車両の現状が契約期間中の自然摩耗以外に引渡のときと異なる場合は、賃借人と賃貸人とが協議した上で、車両を現状に回復しなければならない。

(管轄裁判所)

第28条 この契約に関する訴訟については、那覇地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(契約履行上の協議)

第29条 この契約に定めのない事項又はこの契約の履行に疑義が生じた場合には、浦添市契約規則その他関係規則その他関係法令に従うほか、必要に応じて貸借人と賃貸人とで協議して定めるものとする。